

中間検査チェックシート 共 通 NO-1

建 物 概 要	1	建築確認番号	
		建築確認年月日	年 月 日
	2	建築場所	
		建築主氏名	
	3	工事監理者	資格 一級・二級・木造 建築士 番号
		監理者氏名	電話
	4	工事施工者	登録 年 知事・大臣 一般・特定 番号
		管理者氏名	電話
工事監理の状況			
検査年月日	年 月 日	検査員職氏名	

集 団 規 定

検査項目	内 容	確認日付		検査方法 A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	結 果			
		施 工 者	監 理 者		一次 判定	判定 月日	二次 判定	判定 月日
① 敷地の安全性 (法19条)	1.がけ又は擁壁の安全			A・B・C				
	2.敷地の高低差			A・B・C				
② 敷地と道路の 関係 (法42条 、43条) 県条例等	1.前面道路の幅員			A・B・C				
	2.接道長さ			A・B・C				
	3.敷地内通路			A・B・C				
③ 敷地面積 容積率 建ぺい率 (法52条、53条 54条の2)	1.敷地形状の確認			A・B・C				
	2.確認申請図面との照合			A・B・C				
④ 外壁後退等 (法54条)	1.建物配置の確認			A・B・C				
⑤ 道路斜線等 (法55条、 56条、 58条)	1.各部分の高さの確認 (立面図等との照合)			A・B・C				
	2.緩和規定適用の場合の後 退部分の外構制限及び前 面道路との高低差等			A・B・C				
⑥ 確認表示板の 設置 (法89条)	1.確認表示板の設置及び記 載内容の確認			A				
⑦ 工事現場の危 害の防止	政令第136条の2の7～ 第136条の8 仮囲い、防護ネット等			A				
⑧ その他								

※太線枠内は記入しないでください
※日付は和暦でご記入ください

(桝組壁工法) NO-2

検査項目	内 容	確認日付		検査方法 A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	結 果			
		施 工 者	監 理 者		一次 判定	判定 月日	二次 判定	判定 月日
①全体	1.構造耐力上主要な部分の材料の品質(桝組材、構造用合板、釘、金物等)			A・B・C				
	2.釘・金物の種類、間隔等			A・B・C				
②基礎・地盤	1.種類(布・ベタ・その他)			A・C				
	2.形状・寸法			A・B・C				
	3.床下換気口			A・B・C				
	4.指示地盤の良否			C				
③床組の状況	1.床根太間隔			A・B・C				
	2.床開口部の補強			A・B・C				
	3.床材の厚さ			A・C				
	4.床根太と土台			A・B・C				
	5.端根太と土台			A・B・C				
	6.転び止め			A・B・C				
	7.防腐・防蟻			A・B・C				
④アンカーボルト	1.配置、緊結の状況			C				
⑤耐力壁等	1.耐力壁の位置			A・B・C				
	2.たて桝相互の間隔			A・B・C				
	3.交差部の補強			A・B・C				
	4.耐力壁のたて桝の緊結			A・B・C				
	5.耐力壁の上桝の頭つなぎ			A・B・C				
	6.開口部のまぐさ、まぐさ受け			A・B・C				
	7.床の桝組と壁材の緊結			A・B・C				
	8.壁の桝組みと壁材の緊結			A・B・C				
	9.防腐・防蟻			A・B・C				
⑥小屋組	1.たるきの形状・寸法			A・B・C				
	2.振れ止めの設置状況			A・B・C				
	3.各部材相互の緊結			A・B・C				
	4.耐力壁の配置			A・B・C				
⑦不具合の処置								
⑧添付図書								
合否判定	一 次 判 定	合 格 不 合 格		二 次 判 定	合 格 不 合 格			

※ 太線枠内は記入しないでください

中間検査チェックシートの使い方

(1) 「中間検査チェックシート」の構成

「中間検査チェックシート」は、各構造に共通の部分（主に集団規定）と、代表的な構造として軸組工法、枠組壁工法、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造別の部分（単体規定・構造規定）からなる。又、各チェックシートの後に各構造別の項目解説が記載されている。

(2) 中間検査チェックシート等の位置付け

中間検査チェックシート等は、建築主事等が実施する現場検査において、建築基準関係規定に適合しているかどうかの判断をする際の参考資料として用いるものとする。

又、工事監理者等にとっては、中間検査前の自主検査の際の参考として、あるいは中間検査申請書第四面の「工事監理の状況」欄を記入する際に活用されたい。

なお、巻末に資料2「工事監理報告書の書き方例 木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造」を付けてあるので、併せて参照されたい。

(3) 中間検査チェックシートの記入方法等

このチェックシートは、建築主事が現場で検査を実施する際の主要な検査項目についてまとめたものである。

以下に各構造に共通する記載内容及び記載方法を示す。

- ① 検査項目及びその内容については、各構造別「中間検査チェックシート及び検査項目解説」を参照のこと。
- ② 工事施工者及び工事監理者の検査日付欄については、工事施工者及び工事監理者が中間検査に先立って自主的に検査する場合にも使用できるように設けたものである。
- ③ 検査方法は次の3つの方法を単独または適宜組み合わせて用いることとし、各検査項目の欄に検査項目の記号を表示している。
A：目視による検査（特に計測機器等は用いない）
B：スケール等の計測機器を用いる検査
C：工事監理者の報告による確認

現場において検査員は、該当するものに○を付けるものとする。

- ④ 検査の結果は、一次と二次に分かれている。

・一次判定

一次判定とは、建築物等が確認申請書及びその添付図書との照合（設計図書の補助を含む）により、建築基準関係規定に適合していることを判定することをいう。

建築主事等は検査項目ごとの検査の結果、合格（前記 a に該当）と判定した場合は、適用される項目について一次判定欄に○を記入し、日付け欄に月日を記入する。

上記以外の場合は、一次判定欄に×を記入し、日付け欄に月日を記入する。

・二次判定

二次判定とは、建築物等が確認申請書及びその添付図書等との照合のほかに報告、手続き等の審査による判定をすることをいう。

建築主事等は検査項目ごとの検査の結果、報告・手続きの上合格（前記 b に該当）と判定した場合には、二次判定欄に○を記入し、日付け欄に月日を記入する。

建築主事等は検査項目ごとの検査後、相当の猶予期間のうちに検査指摘事項の改善が見られない場合は不合格（前記 c に該当）とし、二次判定欄に×を記入し、日付け欄に月日を記入する。

- ⑤ 検査において適用されるが、チェックシートの検査項目が用意されていない項目については、その他の項目欄等に記入する。
- ⑥ 検査において適用されないチェックシート項目については、結果欄に斜線を引き、未記入と区別する。
- ⑦ シート末尾の「不具合の処置」の欄には、不具合の処置方法について記

入する。

- ⑧ シート末尾の「添付図書」の欄には、報告を受けた添付図書・資料の種類を記入する。
- ⑨ シート末尾の「合否判定」の欄は、各検査項目の結果が一次判定又は二次判定においてすべて○となった場合、「合格」と記入するものとする。
- ⑩ シート末尾の「合否判定」の欄が、一次判定又は二次判定のいずれかにおいて「合格」とされたものにあつては、中間検査合格証を交付する。

共通チェックシート検査項目解説

1. 中間検査留意事項

- ・工事監理者が、工事着工前に選任され、設計図書どおりに施工されているかを確認しているか。
- ・建築確認後に計画変更があった場合、計画変更確認等の手続きがされているか。
- ・工事監理の状況の報告（中間検査申請書第4面）が的確に記載されているか。

2. 検査項目の解説

- ① ・擁壁の設置有無及び申請手続きがなされているか確認する。
・法第19条第1項～4項までについて確認図書と整合しているか確認する。
- ② ・県条例第5条、第7条、第8条及び第43条について確認図書と整合しているか確認する。
・政令第128条、第128条の2及び条例第39条について確認図書と整合しているか確認する。
- ⑤ ・各部分の高さが立面図等と整合しているか確認する。
・道路斜線の緩和等、高さの緩和を適用している場合は、その条件のとおり確認する。
- ⑦ ・木造で高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの。
・木造以外で2以上の階数を有するもの。

上記の建築物については、政令第136条の2の7から第136条の8の規定が適用されるので、仮囲い、防護ネット等適切な措置がなされているか確認する。

枠組壁工法チェックシート検査項目解説

1. 各検査項目の解説

② 基礎地盤

- ・ 鉄筋コンクリート造の基礎の種類（布基礎、ベタ基礎、杭基礎）に応じ報告の内容及び形状寸法等が確認図書のとおりか確認する。

④ 床の状況

- ・ 床構面の構造耐力上重要な部分の検査を行う。

⑤ 耐力壁等

- ・ 耐力壁等の構造耐力上重要な部分の検査を行う。
- ・ 耐力壁の位置及び延長が確認図書どおりか確認する。

⑥ 小屋組

- ・ 小屋組の構造耐力上重要な部分の検査を行う。
- ・ たるきの間隔、たるきつなぎが設置されていることを確認する。
- ・ 振れ止めが設けられていることを確認する。
- ・ 小屋組の各部材が緊結されていることを確認する。

2. その他

1) 関連告示・通達

- ・ 枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準（昭和57年1月18日 建設省告示第56号）
（最終改正 平成9年3月28日 同 960号）
- ・ 枠組壁工法の技術的基準の運用について（昭和57年2月5日建設省住指発第19号）
- ・ 昭和57年建設省告示第56号に基づく建設大臣認定の取り扱いについて
（昭和57年2月5日建設省住指発第20号）
- ・ 枠組壁工法の技術的基準の運用について
（昭和61年4月24日建設省住指発第110号）
- ・ 枠組壁工法の技術的基準の運用について
（昭和63年4月1日建設省住指発第112号）
- ・ 枠組壁工法の技術的基準の運用について
（平成4年4月7日建設省住指発第120号）
- ・ 枠組壁工法の技術的基準の運用について
（平成9年5月30日建設省住指発第255号）

2) 参考図書

- ・ 2×4住宅 設計の手引き（建設省住宅局建築指導課・木造住宅振興室 監修）
（社団法人日本ツーバイフォー建築協会 発行）
- ・ 枠組壁工法住宅工事共通仕様書（解説付）
（住宅金融公庫 監修）
（財団法人 住宅金融普及協会 発行）